トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる環境の汚染を防止するため、トリクロロエチレン若しくは化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレンが使用されているもの又はテトラクロロエチレン（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは同令第五条に定める加硫剤、接着剤（動植物系のものを除く。）、塗料（水系塗料を除く。）、洗浄剤（クリーニング営業者に係るものを除く。）若しくは繊維製品用仕上加工剤でテトラクロロエチレンが使用されているもの（以下「トリクロロエチレン等」という。）の製造の事業を営む者、業としてトリクロロエチレン等を使用する者、その他の業としてトリクロロエチレン等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

なお、関係する労働者の安全衛生については、労働安全衛生法及び有機溶剤中毒予防規則等関係規則によることとする。

1．トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1．1　各施設・場所に共通する事項について

⑴　床面は、トリクロロエチレン等の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、そのひび割れ等が心配される場合には、トリクロロエチレン等に耐性をもつ合成樹脂による床面の被覆、容器等の下へのステンレス鋼の受け皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

⑵　必要な場合には、取り扱うトリクロロエチレン等の量及び作業に対応して、施設・場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する等トリクロロエチレン等の流出を防止する措置を講ずること。

また、雨水のかかる施設・場所及び水を使用する施設・場所の周囲には、上記の措置に加えてトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンと水を適切に分離する分離槽を設置すること。

⑶　施設（配管等を含む。）は、地上に設置すること。やむを得ず、地下とする場合には、地下ピット（床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリートが適当である。）内に置くこと。

1．2　貯蔵施設・場所に関する事項について

ドラム缶等の容器で貯蔵する場合は、次のことに留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

⑴　貯蔵場所は、屋内の冷暗所とすることが望ましいこと。

⑵　貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、屋根を付ける、容器にカバーをかける等の措置を講ずること。

1．3　作業施設・場所に関する事項について

⑴　原則としてトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンの蒸気の発散源を密閉できる構造とするか、又は局所排気装置を設置すること。

⑵　洗浄装置の開口部や溶剤の露出面積は、できる限り小さくすること。

⑶　洗浄装置のフリーボード比は、できる限り大きくすること。

2．トリクロロエチレン等を取り扱う施設・場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2．1　点検管理要領の策定等について

点検管理要領を2．2から2．4までを踏まえて策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の措置を講ずること。

2．2　貯蔵施設・場所及び貯蔵容器の点検管理について

⑴　貯蔵施設・場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　漏出の有無
②　コンクリート床面のひび割れ
③　防液堤の損傷
④　側溝、ためます、分離槽等の状態
⑤　荷積みの整理状況
⑥　その他

⑵　貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　底板の損傷、腐食、漏出の有無
②　側板の損傷、腐食、漏出の有無
③　液面計の損傷、漏出の有無
④　下部弁の損傷、腐食、漏出の有無
⑤　その他

なお、地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。

⑶　ドラム缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

①　容器の損傷、腐食、漏出の有無
②　栓のゆるみ
③　貯蔵数量
④　その他

2．3　作業施設の点検管理について

⑴　施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。

⑵　水分離器がある場合には、管の詰まり及び水抜きの状態を点検管理すること。

（参考）

局所排気装置又は全体換気装置が、正常に作動することを点検すること。（労働者の安全と健康の確保に関する主な事項は、「（参考）」として記載した。以下同じ。）

2．4　作業場所の点検管理について

⑴　床面、受皿、地下ピットへのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。

⑵　ためます、分離槽等へのトリクロロエチレン等の漏出の有無を点検管理すること。

⑶　床面、地下ピットのひび割れを点検管理すること。

3．トリクロロエチレン等の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

3．1　作業要領の策定等について

作業要領を3．2及び3．3を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

（参考）

取扱作業は、局所排気装置又は全体換気装置を作動してから行うこと。